

愛^え顔^がつなぐえひめ国体・えひめ大会伊予市競技会場管理要綱

(平成29年6月28日 第7回総務企画専門委員会決定)

(趣旨)

第1条 この要綱は、伊予市で開催される「愛^え顔^がつなぐえひめ国体」及び「愛^え顔^がつなぐえひめ大会」の会場秩序の保持と円滑な運営を図るため、会場に入場し、又は入場しようとするすべての者（以下「入場者等」という。）が遵守すべき事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「会場」とは、愛^え顔^がつなぐえひめ国体伊予市実行委員会が使用する競技会場及び練習会場の施設（休憩所、通路、売店、駐車場等の関連施設を含む。）並びに敷地をいう。

(運営管理者)

第3条 会場の運営管理のため、運営管理者を置き、愛^え顔^がつなぐえひめ国体伊予市実行委員会会長（以下「会長」という。）をもって充てる。

(持込禁止物)

第4条 会場に、次の各号に掲げる物を持ち込んで서는ならない。ただし、会長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

- (1) 銃器類
- (2) 刀剣類、包丁、ナイフ、ハサミその他の鋭利な物
- (3) 毒物、劇薬物その他の有害物質
- (4) 発炎筒、爆竹、花火、爆発物、火薬、油類その他の可燃性危険物
- (5) 石、鉄パイプ、棒、ハンマー、チェーン、レーザーポインタその他の凶器として使用されるおそれのある物
- (6) 競技会の運営に支障を及ぼすおそれのある看板、横断幕、旗、プラカード等
- (7) 動物類（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く。）
- (8) 無線通信機器（携帯電話機及びPHS機を除く。）
- (9) 投てき等により危害を与えるおそれのある物
- (10) 酒類
- (11) 通路の通行に支障を及ぼすおそれのある大型又は大量の荷物
- (12) その他入場者等に迷惑及び危険を及ぼし、又は会場における式典運営及び進行を妨げるおそれのある物

(禁止行為)

第5条 会場において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、会長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

- (1) 会場の式典又は競技が行われる施設内に、IDカード（個人識別証）等を所持せず入場すること。
- (2) コート若しくはフィールド、観客席等への物の投げ入れ、又は発射をすること。

- (3) 立入りを制限又は禁止された区域に、正当な理由なく立ち入ること。
- (4) 会場内の施設、器物、装置等を汚損若しくは破損し、又はみだりに操作を行うこと。
- (5) 脅迫、威圧、侮辱又は挑発しようとする事。
- (6) 面会を強要し、又は会場内において居座ること。
- (7) 抗議集会、デモ等の会場秩序を乱すおそれのある行為をすること。
- (8) テント、小屋掛けその他の工作物を設けること。
- (9) アルコール又は薬物その他の物質により酩酊した状態で、開・閉会式の式典が行われる施設内に入場し、又は入場後においてこれらにより酩酊すること。
- (10) 演説、講演、布教又は集会をすること。
- (11) 文書、図面、印刷物その他の物を配布し、又は貼り付けること。
- (12) 宣伝、勧誘、署名活動をすること。
- (13) 喧騒に当たる行為をすること。
- (14) 通行の妨害となる行為をすること。
- (15) 所定の場所以外において喫煙すること。
- (16) 電熱器、ガス、その他これに類する火気を使用すること。
- (17) 所定の場所以外へ車両若しくは自転車を乗り入れ、又は所定の場所以外において駐車若しくは駐輪をすること。
- (18) 商行為、寄付金の募集、広告物の掲示等の行為をすること。
- (19) 所定の場所以外に、ゴミその他の汚物を廃棄すること。
- (20) その他、会場秩序の保持と円滑な運営を妨げ、入場者等に迷惑若しくは危険を及ぼし、又はそれらのおそれのある行為をすること。

(遵守事項)

第6条 会場の式典若しくは競技会が行われる施設内に入場しようとし、又は入場した者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) IDカード、身分証明書等の提示を求められたときは、これに応じること。
- (2) 会場秩序の保持と円滑な運営のため、手荷物、所持品等の検査に協力すること。
- (3) 会場係員の指示、案内、誘導等に従い行動すること。
- (4) 指定された場所において観覧すること。

(入場の制限等)

第7条 会長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、会場の式典若しくは競技が行われる施設内への入場を拒み、又は退場を命ずることができる。

- (1) 第4条各号に掲げる物を持ち込んだ者、又は持ち込もうとする者
- (2) 第5条各号に掲げる行為を行った者、又は行うおそれのある者
- (3) 正当な理由がなく、前条各号に掲げる事項を遵守しない者

2 会長は、競技会場が満席になった場合、競技会の安全な運営のため、必要と認められる場合は、入場制限を実施することができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年6月28日から施行する。
(この告示の失効)
- 2 この要綱は、平成29年10月30日限り、その効力を失う。